令和８年１０月　鶴岡市建設部建築課

藤島地域義務教育学校整備事業基本計画策定及び基本設計業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

１　案件名称　　藤島地域義務教育学校整備事業基本計画策定及び基本設計業務委託

２　業務の目的

本業務は、令和７年度に策定した「藤島地域義務教育学校　整備基本構想」（以下　基本構想）を踏まえ、藤島中学校グラウンド敷地への義務教育学校の整備及び周辺既存公共施設との連携を視野に入れた、藤島中学校・藤島小学校敷地全体の活用を具体化した基本計画を取りまとめるとともに、建設を行うための基本設計を一括して行うことを目的とします。

３　業務概要　※詳細は別紙仕様書のとおり

（１）委託期間　　契約締結日から令和１０年２月２５日（金）まで

（２）業務内容

①　基本計画策定業務

②　基本設計業務

③　事業計画スケジュールの作成

④　事例の収集や紹介等のコンサルティング

⑤　庁内検討会議の運営支援

⑥　庁外組織との協議支援

４　委託費

委託費の上限は 100,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

５　選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、豊かな創造性と高い技術力、豊富な専門的な知識･経験等を有する業者からの提案を広く公募し､プレゼンテーション(ヒアリング)を行って提案内容を評価する公募型プロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該事業者と随意契約を締結します。

６　参加資格

本プロポーザルに参加する者は、２者から３者の共同企業体（以下 JV）によるものとします。

JV の代表企業は下記（７）を除く次の要件をすべて満たす者であり、代表企業を除く構成員は（５）を除くすべての要件を満たす者であること。

（1）鶴岡市競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等の建築一般）（以下「資格者名簿」という。）に登載された者であること。または、プロポーザル参加申込書提出期限日までに資格者名簿に登録した者。

（2）参加申込書の提出期限の日から契約締結の日までに鶴岡市の入札参加資格制限及び指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

（3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者（破産者、契約に不当・不正の行為があった者、定められた資格要件を有しない者）。

（4）参加申込書を提出する日において、市町村税（法人にあっては代表者個人の市町村税を含む。）、法人税、消費税及び地方消費税並びにその延滞金を滞納していないこと。

（5）過去 15 年間（平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に延床面積 4,000 ㎡以上（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）の官公庁又は民間が発注した施設一体型小中一貫校又は義務教育学校施設（建物）において、基本設計業務・実施設計業務のいずれかの受託実績があること（JV での実績の場合は代表企業での実績に限る。）。

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団でないこと。また、役員が同法第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

（7）代表企業以外の構成員は鶴岡市内に本社があり、一級建築士を 2 名以上有する一級建築士事務所とし、かつ過去 15 年間（平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に、延床面積 4,000 ㎡以上（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）の官公庁が発注した施設（建物）において、基本設計業務・実施設計業務のいずれかの受託実績があること（JV での実績の場合は代表企業・構成員を問わない。）。

（8）構成員の出資比率は１者１０％以上とすること。

7　配置予定技術者の条件等

（1）配置技術者

次に掲げる資格及び実績を有する技術者を配置すること。なお、①から⑥の配置技術者の兼務は認めません。また 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係の起算日は、参加申込書を提出する日とします。

①　管理技術者

ア　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士の資格を有する者であること。

イ　平成 23 年 4 月 1 日以降に延床面積 4,000 ㎡以上（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）の官公庁又は民間が発注した施設一体型小中一貫校又は義務教育学校施設（建物）において、基本設計業務・実施設計業務のいずれかの管理技術者又は主任技術者として携わった実績を有する者であること。

ウ　共同企業体の代表企業と 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

②　建築（総合）主任技術者

ア　建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)に基づく一級建築士の資格を有する者であること。

イ　平成 23 年 4 月 1 日以降に延床面積 4,000 ㎡以上（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）の公共施設（建物）において、基本設計業務・実施設計業務のいずれかの主任技術者又は技術者として携わった実績を有する者であること。

ウ　共同企業体の代表企業と 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

③　建築（構造）担当主任技術者

ア　建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)に基づく一級建築士の資格を有する者であること。

イ　共同企業体（代表企業又は構成員）若しくは協力会社と 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

④　電気設備担当主任技術者

ア　延床面積 4,000 ㎡以上（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）の公共施設の新築又は改築に係る基本設計業務・実施設計業務のいずれかにおいて、電気設備担当主任技術者としての 1 件以上の業務経験を有する者であること。

イ　共同企業体（代表企業又は構成員）若しくは協力会社と 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

⑤　機械設備担当主任技術者

ア　延床面積 4,000 ㎡以上（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）の公共施設の新築又は改築に係る基本設計業務・実施設計業務のいずれかにおいて、機械設備担当主任技術者としての 1 件以上の業務経験を有する者であること。

イ　共同企業体（代表企業又は構成員）若しくは協力会社と 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

⑥　共同企業体の代表以外構成員の技術者

ア　上記「**参加資格**」（７）に所属する一級建築士で、3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

（２）分担業務分野の分類

分担業務分野の分類は次の表のとおり「主たる分担業務分野」とは建築（総合）とする。

	業務内容
建築（総合）	平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添１第１項第１号ロ(1)表中(1)総合
建築（構造）	同表中（2）構造
電気設備	同表中（3）設備（i）
機械設備	同表中（3）設備（ii）（iii）（iv）

８　参加申込の手続等

（１）担当部署

〒997-8601　山形県鶴岡市馬場町 9 番 25 号

鶴岡市　建設部　建築課（鶴岡市役所４階）

電話（ダイヤルイン）0235-35-1466

FAX　0235-25-2131

メールアドレス　kenchiku@city.tsuruoka.yamagata.jp

（２）選考スケジュール

公告（市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ）以下市 HP	令和８年１１月　４日（水）
実施要領等の配布期間 ※市 HP 公開	令和８年１１月　４日（水）～ 同年１１月２７日（金）
質問書受付期間 ※メール、郵送、FAX　要 TEL 受信確認	令和８年１１月　４日（水）～ 同年１１月２０日（金）午後４時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	令和８年１１月２５日（水） 市ＨＰに掲載
参加申込書の受付期間	令和８年１１月　４日（水）～ 同年１２月　４日（金）午前 10 時まで
参加資格者確認結果通知書の送付	令和８年１２月　９日（水）
企画提案書の受付期間	令和８年１２月　９日（水）～ 令和９年　１月１３日（水）午後４時まで
プレゼンテーション（ヒアリング）の実施	令和９年　１月２０日（水）午後
企画提案書の選定通知	令和９年　２月上旬

※鶴岡市入札参加者名簿登録は隔週登録であり、毎月 10 日まで申込み→同月 15 日登録

毎月 25 日まで申込み→翌月 1 日登録であることに留意してください。

なお、詳細については契約管財課契約検査係（電話直通 0235-35-1154）へお問い合わせください。

（３）実施要領等の配布期間及び配布場所

①配布期間　　令和８年１１月４日（水）～同年１１月２７日（金）午後４時まで

②配布場所　　（１）に同じ。市ＨＰからもダウンロード可能。

９　質問の受付及び回答

（１）提出期間　　令和８年１１月４日（水）～同年１１月２０日（金）午後４時まで

（２）提出場所　　８（１）の担当部署に同じ

（３）提出方法　　別紙「質問書（様式１）」に質問事項を記入の上、電子メール、又はファックスで送信する。なお、送信後は電話により受信確認を行うこと。

（４）質問に対する回答　令和８年１１月２５日（水）午後５時までに、本市ホームページに公開します。

10　参加申込書の作成等

（１）受付期間　　令和８年１１月４日（水）～同年１２月４日（金）午前 10 時まで

※郵送の場合は１２月３日（木）必着

（２）提出場所　　８（１）の担当部署に同じ

（３）提出方法　　持参又は郵送

※持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等を除く午前８時３０分から午後４時まで

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。

（４）提出書類及び部数

次の①～⑫の書類を作成し、各１部を提出してください。ただし、鶴岡市競争入札参加者名簿に登録している場合は、⑩、⑪、⑫及び⑬は提出不要です。

（⑧、⑩、⑪及び⑫については、提出日の３か月前の日以降に発行されたもの。）

① 参加申込書（**様式２**）

② 共同企業体協定書及び委任状（**様式３－１、３－２**）

③ 協力会社調書（**様式４**）※協力会社とともに参加する場合

④ 会社概要（**様式５**）

⑤ 業務実績報告書（**様式６**）

⑥ 業務実施体制（**様式７**）

⑦ 配置予定技術者の経歴等（**様式８**）

⑧ 商業登記簿謄本（写しでも可）

⑨ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前１事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し

⑩ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（**様式９**）を提出すること。）

⑪ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書）

⑫ 印鑑証明書（原本）

⑬ 委任状兼使用印鑑届（**様式 10**）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

⑭ 誓約書（**様式 11**）

11　プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

８で提出された参加申込書等をもとに参加資格の確認を行い、提出者全員に参加資格確認結果をします。

※参加申込書の提出者がいない場合又は１者のみの取扱い

① 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

② 参加申込書の提出者が１者のみの場合は、当該１者について参加資格の確認を行います。

12　企画提案書の作成等

（１）受付期間　　令和８年１２月９日（火）～令和９年１月１３日（水）午後４時まで

※郵送の場合は令和９年１月１２日(火)必着

（２）提出場所　　８（１）の担当部署に同じ

（３）提出方法　　持参又は郵送

※持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等を除く午前８時３０分から午後４時まで

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。

（４）企画提案書の作成方法及び提出部数

① 企画提案書は、Ａ４判とする。文字の大きさは 11 ポイント以上とし、各ページにページ番号を記載すること。

② 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとします。

提出書類	様式
ア　企画提案書	**様式 12**
イ　本業務の実施方針	**任意様式**
ウ　本業務にかかる実施体制	**様式 13**
エ　本業務の実施スケジュール	**様式 14**
オ　設定テーマに対する企画提案 **テーマ１：交流と連携を生み出す具体的な施設配置について** 義務教育学校を中核とした藤島地区地域活動センター等隣接する既存公共施設との交流と連携を生み出し、地域の活性化につなげるためのエリア全体の動線、配置、建物・外構計画、景観形成について **テーマ２：鶴岡型小中一貫教育・学習環境について** 基本構想に基づいた、「目標」・「教育課程」・「活動」・「家庭・地域」の４つのつながりを大切にしていくとともに、中学校区ごとに実施するコミュニティ・スクールと連携した小中一貫教育の実現及び藤島地域義務教育学校の小中一貫教育目標を具現化させるための施設整備について **テーマ３：事業費及び維持管理費の縮減及び工期短縮について** 事業費及び維持管理費の縮減及び工期短縮を図るための、基本計画、基本設計手順等及び施設整備の考え方と進め方について（ZEB、軟弱地盤への建設手法等） **テーマ４：少子化を見込んだフレキシブルな施設整備について** 将来の児童・生徒数の減少変化に柔軟に対応できる施設整備及び、内部併設としている放課後児童クラブとのタイムシェア等、重複可能な室、平面・動線・セキュリティ計画（管理区画）について **テーマ５：安全・安心・多雪配慮** 多雪地域（旧藤島町　垂直積雪量 1.5m（30N/㎡・cm））、寒冷地、強い季節風（冬季の西風や地理的による偏東風（清川だし））という	**任意様式**

建設地の気候諸条件を踏まえた上で、児童・生徒及び地域住民が安全・安心で快適に利用できる施設整備の考え方について **テーマ６：その他独自テーマについて** 上記のテーマ以外に、企画提案者のこれまでの実績、経験等を踏まえて提案 ※テーマ２～３はＡ４判２枚以内とし、テーマ１，４～６はＡ４判１枚とする。 ※テーマ１については、イメージ資料Ａ３判１枚を別途作成し、提案すること。 ※イメージ資料における視覚的表現については、平成 30 年 4 月 2 日付大臣官房官庁営繕部「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」を準用する。	
カ　提案見積額と積算根拠	**任意様式**

13　企画提案書の評価及び評価方法

10 で提出された企画提案書をもとに、藤島地域義務教育学校整備事業基本計画策定及び基本設計業務委託公募型プロポーザル受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で評価を行います。

（１）プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

①　実施日　令和９年１月２０日（水）午後

※１者３０分程度（１５分の説明＋１５分の質疑応答）　入替時間５分程度は含まない

②　プレゼンテーションの内容、方法等については、参加資格の確認結果通知日に別途通知します。

（２）評価方法

審査基準及び配点【200 点満点】

評価項目		評価の視点・判断基準	配点
①組織評価	経営規模	資本金・売上高等から、経営規模の妥当性を評価する。	5 点
	業務遂行力	企業の技術者（建築士）数から、業務遂行体制の妥当性を評価する。	5 点
	業務実績	業務の実績等から、当該業務を遂行するのに必要な知識や経験の有無を評価する。 ・ 過去 15 年間に完了した業務実績について評価する。 ・ 実績の内容・成果が当該業務にふさわしいか等を総合的に評価する。	5 点
	実施体制	当該業務の担当者数や配置、構成等から適切な業務を提供できる実施体制となっているか、発注者、地域と協	5 点

		議しやすく、地域特性を考慮した体制となっているかを評価する。	
②担当者評価	専門性	担当者（技術者）の持つ業務に対する資格の有無や経験年数等から、担当者（技術者）の専門性を評価する。	5点
	業務実績	業務の実績等から、当該業務を遂行するに必要な知識・経験の有無を評価する。 ・ 過去15年間に完了した業務実績について評価する。 ・ 実績の内容・成果が当該業務にふさわしいか等を総合的に評価する。	5点
提案内容評価 ③実施方針等	業務理解度	当該業務についての目的・条件・内容の理解度について評価する。	10点
	実施手順	実施フローや工程表、実施計画等から業務の実施手順や業務量の把握について妥当性を評価する。	10点
	具体性	地域の現況や特有の課題等、地域の実情を把握し、理解した上で業務の提案を行っているか。 業務に関する豊富な知識、有益な代替案、重要事項の指摘があるか。	25点
提案内容評価 ④企画提案書の内容等	テーマ１ ※施設配置	提案内容の業務要求水準、整合性、的確性、実現性、独創性を評価する。	15点
	テーマ２ ※小中一貫	提案内容の業務要求水準、整合性、的確性、実現性、独創性を評価する。	20点
	テーマ３ ※コスト工期	提案内容の業務要求水準、整合性、的確性、実現性、独創性を評価する。	25点
	テーマ４ ※少子化対応	提案内容の業務要求水準、整合性、的確性、実現性、独創性を評価する。	25点
	テーマ５ ※地域 環境特性	提案内容の業務要求水準、整合性、的確性、実現性、独創性を評価する。	15点
	テーマ６ ※その他	提案内容の業務要求水準、整合性、的確性、実現性、独創性を評価する。	10点
	プレゼンテーション（ヒアリング）	プレゼンテーション（ヒアリング）において、企画提案書の内容が適切に説明されているかを評価する。 また、説得力や業務への意欲、積極性など取組姿勢についても評価する。	10点
⑤見積額	業務コストの妥当性	提案内容、業務規模と照らし合わせて、提案見積額は妥当であるかを評価する。	5点

（３）受注候補者の特定

選定委員会の評価が高い順に、本業務の受注候補者１名、次順位者を特定します。

（４）選定結果 **（様式15）**の通知

企画提案書の提出者全員に選定結果を通知します。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではありません。通知後、鶴岡市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行います。

（５）非選定理由に関する事項

① 選定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日以内に書面（様式は任意）により、非選定理由の説明を求めることができます。

② ①の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面によって行います。

③ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

受付場所　　８（１）の担当部署に同じ

受付時間　　午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

（６）企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

① 企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

② 企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

（７）評価点が同点になった場合の取扱い

選定委員会による評価の結果、同点になった場合は、1 位（同順 1 位を含む）とした委員の人数が最も多い提案者を上位とする。1 位とした委員の人数が同数の場合は、2 位以降について同様の判断を繰り返し行うものとします。

14　契約の締結

（１）本業務の契約は、選定委員会を経て特定した受注候補者と、業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、改めて見積書を提出していただき、契約を締結するものとします。

（２）仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額は企画提案書に記載した見積額と同額になるとは限りません。

（３）受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

15　失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とします。

（１）選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

（２）他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

（３）事業者選定終了までの間に他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合

（４）評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

（５）提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

（６）提出書類に虚偽の記載があった場合
（７）委託費の上限額を超えた見積額を記載した企画提案書を提出した場合
（８）実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
（９）その他市の指示に違反する場合

16　その他の留意事項

（１）業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。
（２）参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとします。
（３）参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなします。
（４）参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加者の負担とします。
（５）提出された参加申込書及び企画提案書は返却しません。
（６）提出された企画提案書類の著作権は，その提出者に帰属することとします。
（７）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
（８）提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
（９）参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。
(10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めません。
(11) 提出された企画提案書等は、鶴岡市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づく情報公開請求の対象となります。
(12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当部署に持参又は郵送により提出してください。
(13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
(14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ鶴岡市との協議に基づいて決定するものとします。
(15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、鶴岡市は契約を解除できるものとします。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
(16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、参加者に対して鶴岡市は一切の責任を負わないものとします。
(17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。